

資料編

1 第4次ひたち男女共同参画計画策定の経過

年月日	内容
令和2年度	令和2年度第1回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画の令和元年度実施状況について ・令和2年度男女共同参画推進事業について ・日立市女性センターの運営状況について ・日立市に住む男女の生活と意識の調査について
	日立市に住む男女の生活と意識の調査の実施 調査結果を掲載しているURL（2次元コード） https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/012/004/p095483.html 
	男女共同参画に関するグループインタビューの実施 調査結果を掲載しているURL（2次元コード） https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/012/004/p095483_d/fil/guru-pu.pdf 
	令和2年度第2回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・日立市に住む男女の生活と意識の調査について（中間報告） ・第4次計画策定について
令和3年度	第1回男女共同参画推進連絡会議
	令和3年度第1回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画の令和2年度実施状況について ・令和3年度男女共同参画推進事業について ・日立市女性センターの運営状況について ・第4次計画策定について
	第2回男女共同参画推進連絡会議
	令和3年度第2回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の骨子案について

年月日	内容
令和3年7月19日 ～令和3年8月13日	事業所アンケート調査の実施 調査結果を掲載しているURL（2次元コード） https://www.city.hitachi.lg.jp/shisei/004/003/p104057.html 
令和3年8月24日	第1回男女共同参画推進本部会議
令和3年9月27日 ～令和3年10月27日	大学生アンケート調査の実施 調査結果を掲載しているURL（2次元コード） https://www.city.hitachi.lg.jp/shisei/004/003/p104057.html 
令和3年11月4日	第3回男女共同参画推進連絡会議
令和3年11月17日	令和3年度第3回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の骨子案について ・計画の素案に係る施策の展開について ・指標項目について
令和4年1月7日 ～令和4年1月21日	パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・第4次ひたち男女共同参画計画（素案）に関する市民意見募集
令和4年1月（書面開催）	第4回男女共同参画推進連絡会議
令和4年2月1日	令和3年度第4回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・中止（新型コロナウイルス感染拡大防止対策による）
令和4年2月21日	第2回男女共同参画推進本部会議
令和4年3月	第4次ひたち男女共同参画計画策定

令和3年度

資料編

2 日立市男女共同参画審議会規則

平成 13 年 12 月 28 日規則第 42 号
改正 平成 22 年 3 月 23 日規則第 2 号
令和 2 年 3 月 24 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日立市男女共同参画社会基本条例（平成 13 年条例第 26 号）第 18 条第 6 項の規定に基づき、日立市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体等を代表する者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市議会議員

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、生活環境部女性若者支援課において処理する。

(平 22 規則 2 ・ 令 2 規則 1 ・ 一部改正)

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 2 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 1 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

3 日立市男女共同参画審議会委員名簿

No.	氏名	所属・役職等	選出区分	備考
1	内村 美紀子	日立市人権擁護委員	識見を有する者	会長
2	砂金 祐年	常磐大学総合政策学部教授	識見を有する者	副会長
3	小林 則子	日立市各種女性団体連絡会会長	市民団体等	
4	藺部 聖善子	日立市立小・中学校PTA連合会	市民団体等	
5	齋藤 容子	子育て情報編集委員会	市民団体等	
6	吉岡 保夫	日立市コミュニティ推進協議会	市民団体等	
7	江刺 陽子	多賀図書館おはなし会ボランティア	市民団体等	
8	緑川 邦朗	日立商工会議所青年部会長	事業主	
9	重栖 憲明	(株)日立製作所エネルギービジネスユニット 日立事業所総務部勤労課長	事業主	
10	長山 和幸	日立市勤労者協議会	労働者	
11	柳川 穂乃佳	日立市勤労者協議会	労働者	
12	太田代 紀子	おおたしろクリニック副院長	識見を有する者	
13	北見 瞭	公募	識見を有する者	
14	富田 美貴	公募	識見を有する者	
15	吉田 修一	日立市議会副議長	市議会議員	
16	安達 美和子	茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課長	関係行政機関	
17	森山 秀一	日立市教育委員会指導課長	関係行政機関	

令和4年3月31日現在

(1) 日立市男女共同参画社会基本条例

(平成13年12月28日条例第26号)

人は、その性別にかかわらず、平等に生きる権利を持っており、これは人間として最も基本的であり、かつ、侵すことのできない権利である。

日立市は、これまで女性の地位向上と自立を目指した先駆的な取組を進めてきた。

しかしながら、社会の様々な分野において、固定的な性別役割分担意識やそれに根ざした慣習などがいまだ残り、なお一層の努力が必要とされているところである。さらに、少子高齢化、経済構造の変革、高度情報通信化、国際化など社会の変化は急速に進んでおり、日立市においても新たな社会のシステムづくりが強く求められているところである。

このような状況にかんがみ、活力ある新たな日立市を展望するためには、地域に根ざした市民運動などの特性をいかしながら、男性も女性も共にその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

ここに、日立市で生活する一人一人が、このまちを誇りにし、真に豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現を目指して、市、市民及び事業者が協働し、一体となった取組を進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、固定的な性別役割分担を強要されないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行の中には、固定的な性別役割分担意識に根ざしているものもあり、結果として男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれのあることにかんがみ、当該制度又は慣行について、男女の人権を尊重し、男女が多様な生き方を選択できるようなものとするよう配慮しなければならない。

3 男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画社会の形成は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女が共同して参画し、かつ、共同して責任を担うことを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画社会の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成促進を市の主要な方針として位置付け、形成促進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市が実施するあらゆる施策について、男女共同参画社会の形成促進を目指した視点を導入するよう努めなければならない。

- 3 市は、市民や事業者の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画社会の形成促進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会に関する理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成促進に努めなければならない。

- 2 市民は、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行に配慮し、男女の人権をお互いに尊重するよう努めなければならない。

- 3 市民は、市が行う男女共同参画社会の形成促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成促進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が、仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

- 3 事業者は、市が行う男女共同参画社会の形成促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、配偶者等に対して、精神的及び身体的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

- 3 何人も、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる場において、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えるような行為を行ってはならない。

第2章 市の基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

- 3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(教育及び学習の充実)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成促進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査の実施等)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成促進に関する市民の意識調査など必要な調査を実施し、これを公表するものとする。

(啓発事業の実施)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成促進に関し、市民の理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画強調月間を設けるとともに、広報紙の発行及び講座の開催その他の啓発事業を実施するものとする。

(施策の状況等の公表)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成促進に資するため、市が講じた施策の状況等について公表するものとする。

(積極的改善措置の実施)

第13条 市は、男女共同参画社会の形成促進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等の表彰)

第14条 市長は、男女共同参画社会の形成促進に著しく寄与した事業者等を表彰するものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携と協力)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成促進に関する施策を実施するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。

(市民及び民間の団体との協働と支援)

第16条 市は、市民及び民間の団体と連携し、及び協働するとともに、男女共同参画社会の形成促進に寄与する活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理)

第17条 市民は、男女共同参画社会の形成促進を阻害すると認められる事項に関する苦情を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関等と連携し、適切に対応するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置等)

第18条 男女共同参画社会の形成促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、

日立市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。その際、男女のいずれか一方の委員数が委員総数の 4 割未満であってはならない。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会は、第 1 項に規定する調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第 4 章 雑則

（委任）

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（2）その他の関係法令

法 令	URL / 2次元コード
男女共同参画社会基本法 （平成 11 年法律第 78 号）	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 （平成 27 年法律第 64 号）	https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/012/004/p104041.html
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （平成 13 年法律第 31 号）	
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 （平成 30 年法律第 28 号）	

5 用語解説

	用語	解説
あ行	I C T	I C T (Information and Communication Technology) とは、情報通信技術のこと。通信技術の活用により、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。
	アンコンシャス・バイアス	育つ環境や所属する集団のなかで知らず知らずのうちに脳にきざみこまれ、潜在的に持っているバイアス（先入観、思い込み、決めつけ）のこと。
	移住コンシェルジュ	移住に関する相談・サポートを行うための専門の相談員。
か行	G I G Aスクール構想	G I G A (Global and Innovation Gateway forAll) とは、全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉を意味する。児童・生徒1人に1台の端末と高速通信環境を整備する文部科学省の取組。
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
	コワーキングスペース	コワーキング (Co-working) とは、「Co (共同の、共通の)」に「work (働く)」を付け加えた造語。会社など所属の枠を超え、様々なバックグラウンドを持つ人々が共に仕事をするスペースのこと。
	JKビジネス	児童の性を売り物とする営業の一つで、主として女子高校生 (JK) などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもの。
さ行	女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和 54 年 (1979) に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年 (1981) に発効。我が国は昭和 60 年 (1985) に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

	用語	解説
	性的マイノリティ	性的指向や性自認の在り方が多数派と異なる人のこと。性的指向や性自認の問題に関する呼称としてLGBTと称されるが、その多様性を表現するには狭義であり、全ての性自認・性的指向の多様性について包括的に表現する語句として、SOGIが使われることがある。 ※LGBTとは、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）の頭文字をとった言葉。 ※SOGIとは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である性的指向（Sexual Orientation）と、自分の性をどのように認識しているかを示す概念である性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉。
た行	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
	デジタル人材	多様なデジタル技術を活用することができる人材
は行	ヘルスリテラシー	健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力のこと。
ま行	メディアリテラシー	新聞、テレビ、インターネットやSNS等のメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力のことをいう。また、メディアからの情報を見極める能力、自ら情報発信する能力のことをいう。
や行	U I Jターン	Uターン（地方から進学や就職などで都市に移住した人が、再び生まれ育った地域に戻る）、Iターン（都市部に生まれ育った人が、地方に移住すること）、Jターン（進学や就職で地方から都市に移住した後、生まれ育った地域に近い地方都市に移住すること）の総称。
ら行	リカレント教育	リカレント（recurrent）とは、「繰り返す」、「循環する」という意味で、リカレント教育とは、学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	平成6年（1994）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。そして、健康上の理由や経済的な理由により、産みたくても産めない人にも保障されるべき健康概念を含む。

いいね! がいっぱい 日立市



ひたち らぼーる プラン

— 第4次ひたち男女共同参画計画 —

令和4年3月

発行／日立市

編集／日立市生活環境部女性若者支援課男女共同参画推進室

〒317-0073

茨城県日立市幸町 1-21-1

電話 0294-26-0315

E-mail josei@city.hitachi.lg.jp

日立市ホームページ <https://www.city.hitachi.lg.jp/>

みんなで考えよう！男女共同参画

日立市男女共同参画社会シンボルマーク

平成 13 年度に公募
日立 (HITACHI)
希望 (HOPE)
幸せ (HAPPY)

